

## 関東森林管理局分収林評価委員会概要

1 日 時 令和3年12月20日(月) 13時30分～14時40分

2 開催場所 関東森林管理局1階 群馬森林管理署会議室

3 議 題 分収育林契約箇所の国による持分の買受け金額について

第1号議案	新潟県新発田市大字蔵光	水谷国有林59そ1林小班
第2号議案	茨城県日立市十王町友部	谷道沢国有林1201ろ1林小班
第3号議案	茨城県笠間市南小泉	長峰国有林234ろ1林小班
第4号議案	茨城県石岡市小幡	地蔵嶮岨国有林222ゆ2林小班
第5号議案	埼玉県秩父市大字浦山字浦山	浦山国有林21は2林小班外
第6号議案	埼玉県秩父市大字浦山字浦山	浦山国有林24よ1林小班外
第7号議案	千葉県君津市大字大戸見	三川谷国有林78り2林小班
第8号議案	千葉県勝浦市上植野	鬼石国有林5ぬ1林小班
第9号議案	千葉県夷隅郡大多喜町大字粟又	上修行堀国有林29い2林小班外
第10号議案	千葉県勝浦市大楠	綾休場国有林17り林小班
第11号議案	神奈川県足柄郡山北町世附	世附国有林119い1林小班
第12号議案	神奈川県足柄郡山北町世附	世附国有林122ろ1林小班
第13号議案	山梨県南巨摩郡南部町大字上佐野	上佐野国有林128は林小班
第14号議案	静岡県駿東郡小山町大字新紫	猪鼻山国有林555い林小班
第15号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林652い1林小班
第16号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林627い1林小班外
第17号議案	静岡県伊豆市湯ヶ島	湯ヶ島国有林116ほ林小班
第18号議案	静岡県伊豆市湯ヶ島	湯ヶ島国有林175ろ1林小班
第19号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林623ろ1林小班
第20号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林215い林小班
第21号議案	静岡県賀茂郡河津町大字大鍋	大鍋国有林561い3林小班
第22号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林245に林小班
第23号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林207へ林小班
第24号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林626に1林小班
第25号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林622ろ2林小班
第26号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林621ろ1林小班
第27号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林585ろ1林小班
第28号議案	静岡県賀茂郡河津町大字梨本	梨本国有林585ろ2林小班外
第29号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林205い林小班
第30号議案	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺	雲路国有林834ろ2林小班
第31号議案	静岡県浜松市天竜区春野町豊岡	初沢国有林491ろ林小班
第32号議案	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺	雲路国有林829ろ林小班

第33号議案	静岡県浜松市天竜区春野町小俣京丸	京丸国有林564は1林小班
第34号議案	静岡県浜松市天竜区春野町小俣京丸	京丸国有林565い2林小班
第35号議案	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	白滝国有林825ち2林小班外
第36号議案	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川	白滝国有林827い林小班
第37号議案	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺	雲路国有林831ほ林小班
第38号議案	静岡県浜松市北区引佐町狩宿	狩宿国有林125に林小班
第39号議案	静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方	地頭方国有林354い2林小班

4 出席者 〈委員長〉丸山幸男、〈委員〉壁村秀水、石川直美  
 森林整備部長、資源活用課長、森林整備課長、  
 監査官（分収林）、分収林係長、供給計画係主事

5 議事概要

関東森林管理局から立木評価の考え方、国による持分の買受け価格の算定基礎等について説明の後、各議案について審議した結果、適正に評価されていると判断された。なお、審議で出された主な意見等は次のとおり。

- (委員) 設定当時架線系での搬出を想定していた箇所では現在は車両系での搬出を想定しているというところがあるのはなぜか。
- (事務局) 設定当時は架線集材を行っている事業者が多かったため架線集材を想定していたが、現在では架線集材を行う事業者が減少しており、無くなった地域もある。また、林道の整備も進んでいるため、現実的な車両系での搬出を想定している。
- (委員) 設定当時から車両系での搬出を想定していた箇所の中に、今回車両系で設計すると当時と比べて搬出経費が大幅に増えている箇所があるのはなぜか。
- (事務局) 設定当時に搬出用車両として想定していた林内作業車と現在主流となっている林内作業車とでは大きさが異なるため、路網の作設経費や車両のランニングコストが影響しているものと思われる。
- (委員) 平均持分買受額と平均公売分収額との差額はオーナーに還元されるのか。持分買受を行った箇所後に公売を行い高く売れた場合、その差額はどうか。また、持分買受の打診時に公売した方が有利である旨の説明は行っ

ているか。

(事務局) 持分買受を行ったオーナーとの契約はその時点で終了となり、その後に公売で落札された場合には、収益は国とその時点で契約中のオーナーで持分口数に応じて分収することとなる。買受を行った持分については国が分収することとなり、持分買受を行ったオーナーに差額は支払われない。また、持分買受の打診時に公売した方が有利である旨の説明は行っていないが、最初から持分買受を前提としている訳ではなく、オーナーの中に公売を希望する者がいた場合は公売を行い、落札に至らなかった物件について意思確認を行っている。

(委員) 「管理不行き届きにより木がちゃんと育たなかった」として損害賠償を求められたことはあるか。

(事務局) これまでに管理不足を問われたことはない。契約締結時に策定している管理経営計画は着実に実行した上で、更に追加で管理や保育が必要であれば国費にて実施している。

(委員) 近年獣害が急増しているが、その対策費については施設費に含まれているのか。

(事務局) 獣害対策ネットなどの設置費、伐採時の撤去費等は国の負担で行っており、施設費には計上していない。

(委員) 今年度の平均持分買受金額は昨年度の平均持分買受金額より上がっているが、市場の動向に合っているということか。

(事務局) 立木価格を算定する際には、各々の地域の木材市場の相場に基づき設定しているため、最近上昇している木材価格事情を反映したものになっている。

以上